

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の位置付け

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

第1章

2025年（令和7年）には人口の構成割合が最も高い団塊の世代が、全て後期高齢者となり、2040年は団塊の世代ジュニアが全て高齢者となるなど、高齢者人口増加と支え手の減少が最大の課題となります。本章では、2025年・2040年を見据え第8期計画がどのような背景と目的を持つ計画であるかを確認し、さらに第7期計画の検証を行いながら本計画策定の基本事項を定めます。

第1節 計画策定の背景

1. 現状

平成12年度（2000年度）に介護保険制度がスタートしてから20年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けており、国における介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、570万人に達し、それに伴い介護が必要な高齢者の生活の支えとなる事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

わが国では、総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化が進展していくとされています。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、総人口・現役世代人口が急減する令和22年（2040年）を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

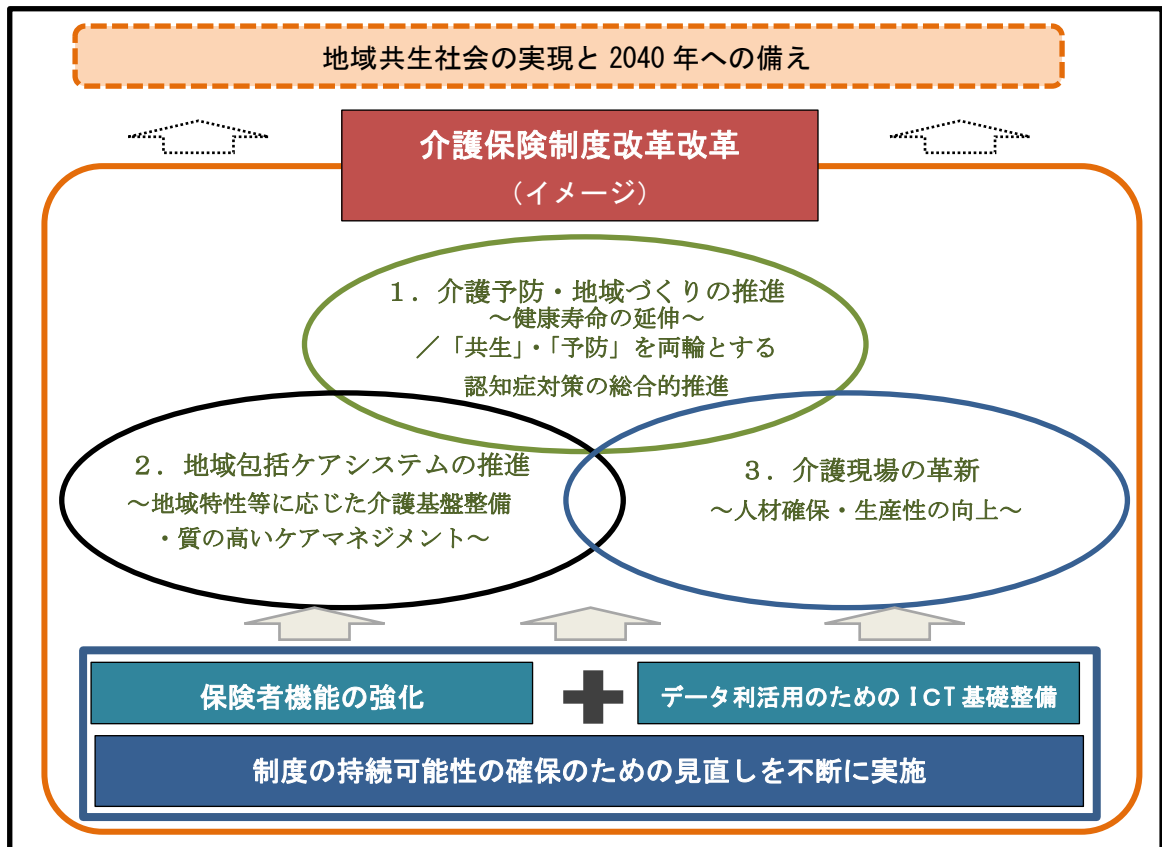
本市においても、平成23年（2011年）まで増加傾向にあった人口は、その後減少局面を迎えています。一方で65歳以上の高齢者人口は年々増加を続け、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）は、令和2年（2020年）は27.5%でしたが令和7年（2025年）には29.7%になるものと予測されています。

とりわけ、令和2年（2020年）までは後期高齢者（75歳以上：14,845人）が前期高齢者（65～74歳：17,385人）を下回っていますが、令和7年（2025年）には後期高齢者が18,383人と前期高齢者15,796人を上回ることとなります。

さらに、その先の、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれております。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれ、本市の高齢化の状況は厳しさを増すことが予測されます。

2. 介護保険制度の改正

令和2年度の介護保険制度改正では、「地域共生社会の実現と2040年への備え」を目指し、「介護予防・地域づくりの推進」、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新」を改革の3つの柱としています。3つの柱は相互に重なり合い、また関わり合うものと位置づけられ、3つの柱を下支えする改革として「保険者機能の強化」や「データ利活用のためのICT基盤整備」を行い、全体を支えるために「制度の持続可能性の確保のための見直し」を行うこととしています。



〔介護保険制度の見直しに関する参考資料／社会保障審議会介護保険部会〕より

3. 計画策定の基本指針

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。県及び市は、その基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

様々な動向を反映し、国は第8期の事業計画策定に際し、以下のことを基本指針のポイントとしてあげています。

- 2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

以上のような我が国と本市の置かれた状況を背景に、介護保険法の基本的理念を踏まえ、介護給付等の対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、高齢

者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に努めることが重要とされています。

第8期計画では、第7期計画を評価・検証し、国の示す基本指針に基づき、2025・2040年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で穏やかに、いきいき暮らせるように、地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境や仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の推進や地域づくり等に取り組み、地域共生社会の実現を目指し策定しました。

■ 介護保険制度改正の全体像

〔改革の目指す方向〕

○ 地域共生社会の実現と2040年への備え

- ・ 地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- ・ 介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応

〔改革の3つの柱〕

1. 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～

／ 「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

- ・ 通いの場の拡充による介護予防の推進 ・ 地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
- ・ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等

2. 地域包括ケアシステムの推進

～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～

- ・ 地域特性等に応じた介護サービス基盤整備 ・ 質の高いケアマネジメントに向けた環境整備
- ・ 医療介護連携の推進 等

3. 介護現場の革新～人材確保・精算性の向上～

- ・ 新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策 ・ 高齢者の地域や介護現場での活躍促進
- ・ 介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用推進 等

〔3つの柱を下支えする改革〕

○ 保険者機能の強化

- ・ 保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化 ・ PDCAプロセスの更なる推進

○ データ利活用のためのICT基盤整備

- ・ 介護関連データの利活用に向けたシステム面、制度での環境整備

○ 制度の持続可能性の確保のための見直し

- ・ 介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

■ 解説 基本指針のポイント ■

■ポイント1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025年、2040年に向け、介護ニーズの高い85歳以上が急増することが見込まれる中、介護サービス利用者数等を推計し、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれ、現役世代の減少により、地域の介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

■ポイント2 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策等の見直しが行われました。

制度に基づく、地域包括ケアシステムの推進や地域づくりに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

■ポイント3 介護予防・健康づくり施策・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

自立支援、介護予防・重度化防止に関する取り組みの中に、就労的活動を通じた社会貢献の場を提供するよう努めます。

在宅医療・介護連携を推進するにあたり、看取りや認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の体制の整備を図ります。

■ポイント4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市間の情報連携の強化

有料老人ホーム等が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、基盤整備の見込みを適切に定めるため、県と連携して設置状況等必要な情報を積極的に把握するよう努めます。

■ポイント5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人を地域で支えるために必要な医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、各取組の具体的な計画を定めるよう努めます。

■ポイント6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場の人手不足対策を進めるため、地域医療介護総合確保基金による入門的研修等やボランティアポイント、地域の支え合い

助け合い事業の活用等により人材の裾野を広げるよう図ります。

業務効率の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国の方針に基づく簡素化・標準化等を進めます。

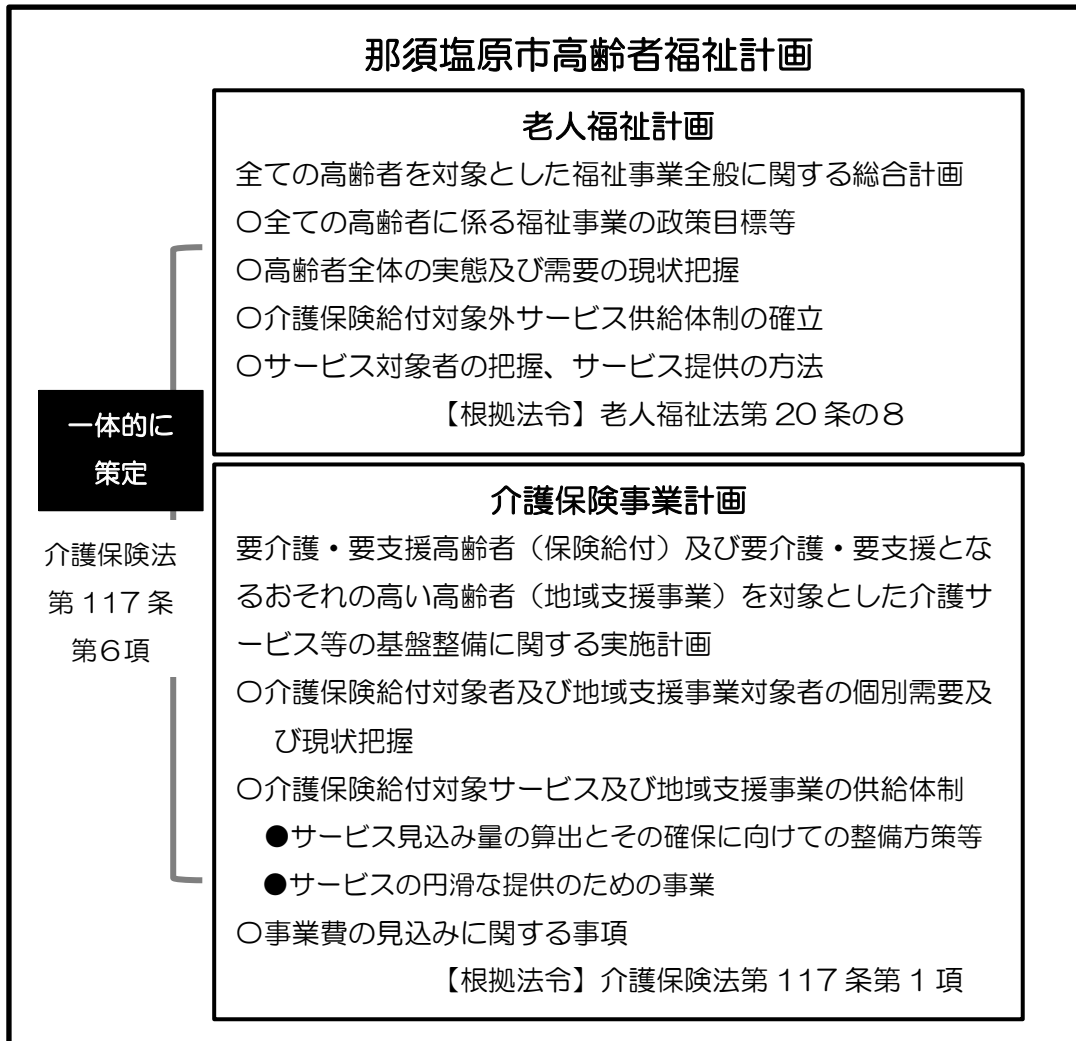
■ポイント7 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所や関係部局と連携し、災害や感染症発生時に備えた、介護事業所等における研修・訓練や、必要な備蓄・調達、事業者間の協力体制の整備を図ります。

第2節 計画の位置付け

- 1 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づいた「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」の一体的策定

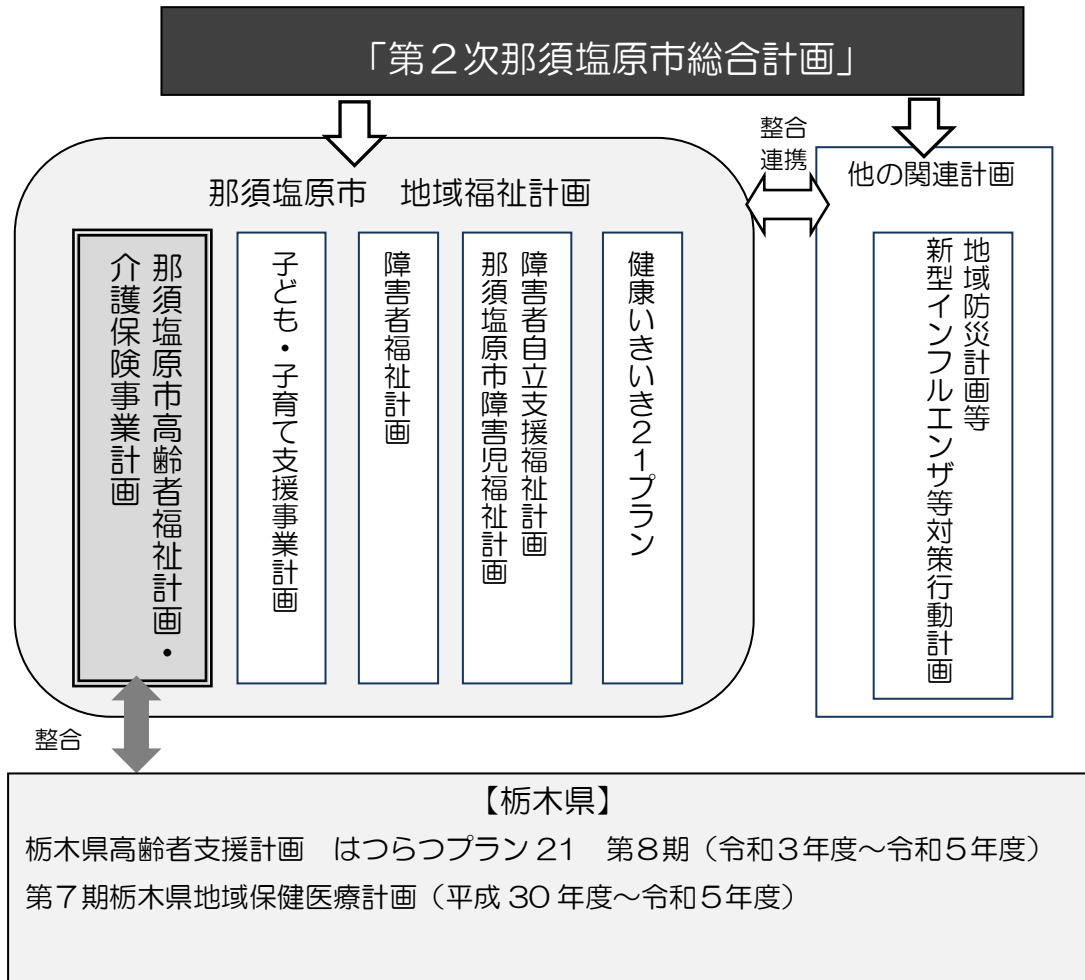


- 2 本市の「第2次那須塩原市総合計画」と「第3期那須塩原市地域福祉計画」を上位計画として策定される分野別計画であり、他の関連計画との調和に配慮しています。

- 3 本計画は、栃木県が令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間として策定する栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21」（第8期計画）、栃木県保健医療計画（7期計画）と整合性のとれた計画としています。

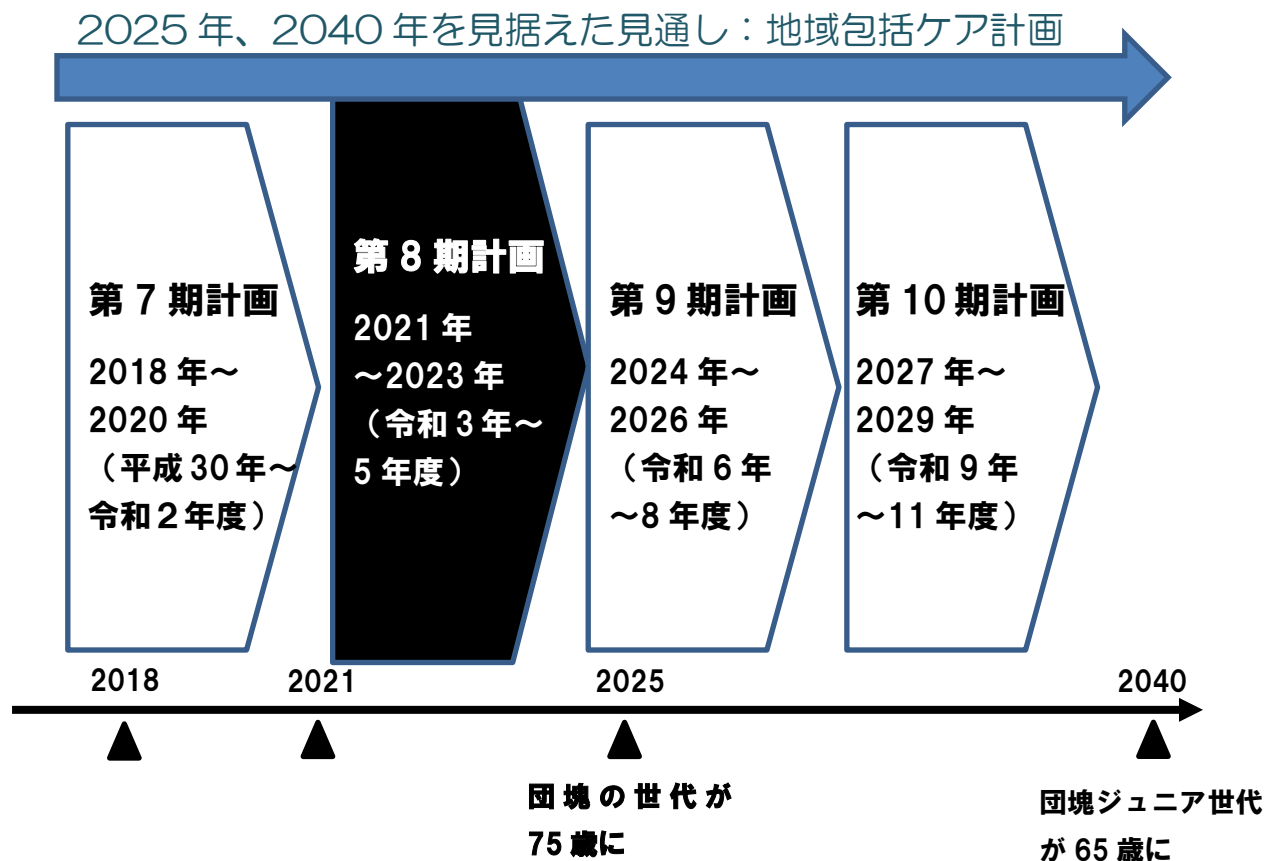
4 本計画は、「第7期 那須塩原市高齢者福祉計画」の高齢者施策の達成状況、課題・問題点を踏まえ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えたものとしています。

計画関係図



第3節 計画の期間

「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」は、法に基づき、3年を1期として策定することとされているため、本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。



第4節 計画の策定体制

本計画策定に当たっては、市民や関係者の皆さんの意見を十分に反映するため、以下のような体制を整えました。

1 介護保険運営協議会

本計画策定に当たっては、被保険者代表、学識経験者、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する那須塩原市介護保険運営協議会を市長の附属機関として設置しました。

2 庁内検討委員会

本計画策定に当たっては、庁内の関係各部局との連携・情報共有を図るため「庁内検討委員会」を設置しました。

3 各種調査の実施

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の一般高齢者、要支援認定者の健康状態、生活状況、地域での活動、助け合い等社会生活の現状を把握するためにアンケートを実施

(2) 在宅介護実態調査

市内在住の要支援又は要介護認定者を対象に、在宅介護の状況や介護者の就労状況等を把握するために聞き取り調査を実施

(3) ケアマネジメントの実態に関するアンケート

市内の介護支援専門員を対象に、ケアマネジメントの現況や医療機関との連携、充実が求められるべきサービスの状況等についてアンケートを実施

(4) サービス提供事業者アンケート

市内のサービス提供事業者を対象に、介護保険制度の運営に対する取組や新たなサービス展開や求められるサービス等についてアンケートを実施

4 市民意見の募集

パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見や提言を求めました。